保険番号マスタ （福島県07）　　＜福島市他以外用＞

番号	設定項目名 ＼ 制度名	乳幼児						重度心身障害者		ひとり親家庭等	妊産婦10割給付	いわき市			郡山市	飯舘村等			田村市	只見町	富岡町	南相馬市	
												重度心身障害者		こども	重度心身障害者	乳幼児	ひとり親家庭等	重度心身障害者	乳幼児	子ども	子ども	重度心身障害者	
1	保険番号	145	245	345	445	199	100	146	399	299	144	246	346	545	499	280	281	282	645	380	480	446	546
2	法別番号	45	45	45	45	99	00	46	46	99	44	46	46	45	99	80	81	82	45	80	80	46	46
3	短縮制度名	乳児市国	乳児社組	乳市国食有	乳社組食有	乳児償還	乳児免除	マル障	障害償還	親償還	妊婦	一般障害	老人障害	いわき子	郡山障害	飯乳児	飯親	飯障	田村乳	只見子	富岡子	南相障国	南相障社
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢（開始－終了）	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 15	0 － 999	0 － 999	0 － 999	0 － 999	0 － 64	65 － 999	0 － 18	0 － 999	0 － 18	0 － 999	0 － 999	0 － 18	0 － 18	0 － 18	0 － 999	0 － 64
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	レセプト請求（印刷）	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	0	0	3	1	1	3	3
13	レセプト記載	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
※	所得情報																						
14	外来負担区分	2	2	2	1	3	2	2	3	3	2	1	2	1	3	2	1	2	1	2	1	2	1
15	1回負担割合	0	0	0	0	100	0	0	100	100	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	0	0	0	21000	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000	0	0	0	0	21000	0	21000	0	21000
21	1月院外上限額	0	0	0	21000	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000	0	0	0	0	21000	0	21000	0	21000
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	2	2	2	1	3	2	2	3	3	2	1	2	1	3	2	1	2	1	2	1	2	1
25	1回負担割合	0	0	0	0	100	0	0	100	100	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	0	0	0	21000	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000	0	0	0	0	21000	0	21000	0	21000
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	3	3	1	1	1	1	1※	1	1	3	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1

（注）乳幼児医療費
「乳児市国」（市町村国保の公費受給者に適用願います。レセプトによる請求で本人負担の無い10割給付です。窓口での食事負担がない場合はこちらをご使用ください。）
「乳児社組」（社保および組合国保の公費受給者に適用願います。現物給付準拠の請求方式を採用している市町村に適用下さい。）
「乳市国食有」（市町村国保の公費受給者に適用願います。レセプトによる請求で本人負担の無い10割給付です。窓口での食事負担がある場合はこちらをご使用ください。郡山市の市町村国保の制度のようです。）
「乳社組食有」（社保および組合国保の公費受給者に適用願います。現物給付化に移行している特定の市町村で適用されます。適用年齢は市町村によって異なるようです。上限額までは窓口での食事負担がない場合はこちらをご使用ください。）
【注1】 現物給付準拠の請求方式を採用している市町村に適用下さい。 サンプルとして**福島市といわき市**で運用されている請求方法を提供します（負担者番号で仕分け）。他の市町村で異なる請求方法を運用されている場合はユーザにてカスタマイズ対応をお願いします。
【注2】 負担上限額は市町村により異なります。 上記設定金額は、福島市で運用されている金額です。 **いわき市・郡山市では¥21，000**－のようです。※福島市も21000円となったようです。
【注3】 特殊な助成方法（助成上限額以上の高額療養費扱いが償還払い）のため、保険番号「445」に対しては、ORCA本体側で助成処理付加機能が追加実装されています。
※ 会津美里町、会津坂下町も適用されているようです。市町村によって適用年齢が異なります。会津坂下町の請求書は現在提供している「乳幼児医療費請求書」等と同一の様式のようです。
「乳児償還」（償還払い方式を採用している市町村で、当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でご使用下さい。）
「乳児免除」（地方公費ではないようですが国保患者で市町村によって自己負担が免除される旨保険証に記載があるようです。補助区分が設定できない為退職者に適用下さい。） ※レセプトには10割との記載が必要のようです。システム管理マスタ「2006 レセプト特記事項編集情報」の設定が必要となります。

重度身心障害者医療費
「マル障」（現物給付準拠の請求方式を採用している市町村に適用下さい。市町村により請求方法（請求書）が異なる運用が為されているようです。 ユーザ様にてカスタマイズ対応をお願いします。
「障害償還」（償還払い方式を採用している市町村で、当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でご使用下さい）

ひとり親家庭等医療費
「親償還」（償還払い方式です。 当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でのみ適用下さい）

妊産婦10割給付
「妊婦」（市町村国保患者のみ適用です）

★ いわき市

障害
「一般障害」 一定額以上（21000円以上）の負担金の場合には一旦窓口で全額負担となり償還払いとなります。特別処理を本体側に実装しています。
「老人障害」 窓口では自己負担なしです。なお、本体側で"72300円＋α"の助成金請求額計算を実装しています。

こども
市町村国保はレセプトによる請求で本人負担の無い10割給付です。社保および国保組合は「小学生医療費一部負担金請求書」で請求します。カスタマイズをお願いします。市町村国保の場合は、保険番号345と同制度なのでそちらをお使いください。
特殊な助成方法（助成上限額以上の高額療養費扱いが償還払い）のため、保険番号「545」に対しては、ORCA本体側で助成処理付加機能が追加実装されています。※平成23年4月より窓口無料化のようです。平成24年7月より「小学生医療」から「こども医療」への変更に伴い、年齢上限の変更。

★ 郡山市

障害
「郡山障害」（自動償還払いによる専用の請求書での請求です。窓口の一部負担金が月21,000円を超えた場合は通常の償還払いとなるようです。） ※平成28年10月より自動償還の制度開始

★ 飯舘村等

乳幼児医療費
「飯乳児」（市町村によって対象年齢が異なります。平成19年2月診療分より社保はレセプト請求。市町村国保は保険番号145をご使用ください。国保組合は償還払いです。）
※金山町（平成19年4月）、昭和村（平成19年5月）、大玉村（平成19年10月）、磐梯町・小野町（平成20年4月）、川俣町・古殿町・平田町・南会津町（平成21年4月）、小野町（平成24年4月）、須賀川市等（平成24年10月）、白河市（社保 令和3年8月）、三島町（社保 令和4年4月）、
郡山市（社保 令和4年7月）、棚倉町（社保 令和5年10月）、西郷村（社保 令和6年2月）も同制度のようです。

ひとり親家庭等医療費
「飯親」（平成19年2月診療分よりレセプト請求が可能となりました）※平成20年4月より磐梯町も同制度となるようです。平成30年8月より食事療養費は患者負担となり国保、後期高齢者も社保と共にレセプト請求となるようです。只見町も同制度のようです。
※他医療機関での負担額も累積させて負担金計算させる制度のようです。患者登録の所得者情報画面で負担金を設定できます。個人でなく世帯で上限額が設けられている制度ようです。多く払った分は償還払いで戻ってくるようですが、所得者情報画面での上限額設定で運用回避可能と思われます。

重度身心障害者医療費
「飯障」（平成19年2月診療分よりレセプト請求が可能。平成30年8月より国保、後期高齢者も社保と共にレセプト請求となるようです。） ※只見町、湯川村、昭和村（平成30年10月）、川内村（国保組合以外）、南会津町（国保組合以外 令和2年8月）、白河市・柳津町・西郷村・中島村・矢吹町・会津美里町
（65歳未満の国保組合以外 令和3年8月）、田村市・金山町（65歳未満の国保組合以外 令和4年8月）、三島町（65歳未満の国保組合以外 令和4年10月）、会津坂下町・棚倉町・三春町・小野町（65歳未満の国保組合以外 令和5年8月）、鏡石町・猪苗代町・平田町（市町村国保 令和6年8月）も同制度のようです。

★ 田村市

乳幼児医療費
「田村乳」（社保の場合に適用。国保の場合は「乳児市国」と同制度のようです。）※上限額を超えたら全額償還払いです。特別な処理を本体側で実装しています。請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。平成24年10月より対象年齢が高校生3年生まで、上限額が21000円へ変更。

★ 只見町（平成24年4月）

子ども医療費
「只見子」（患者負担無し。食事療養費は未就学児のみ助成対象なので、社保で未就学児は保険番号280をご使用ください。社保はレセプト請求。市町村国保は保険番号145、国保組合は保険番号580をご使用ください。）

★ 富岡町（平成24年10月）

子ども医療費
「富岡子」（患者負担無し。食事も助成対象。窓口会計時に当月累積負担金額が上限額未満の場合、患者負担を発生させない特殊処理を本体側で提供します。 上限額を越えたら食事も含め全額償還払いです。社保はレセプト請求。国保は不明。富岡町は市町村国保は保険番号145、それ以外は保険番号580をご使用ください。）
※大熊町、双葉町、浪江町、喜多方市（令和3年4月）、浅川町（社保 令和4年4月）も同制度のようです。

★ 南相馬市（平成28年8月）

重度心身障害者医療費
「南相障国」（後期高齢者もしくは65歳未満で国保の場合に適用。患者負担無し。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。）※平成29年10月より相馬市・新地町・飯館村の後期高齢者も同制度のようです。
「南相障社」（65歳未満の社保の場合に適用。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。）※平成29年10月より相馬市・新地町・飯館村の社保・国保も同制度のようです。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」－「負担金計算（1）」タブの"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"の左側を「1」で設定が必要です。

※ 制度変更 （17年10月～） 食事療養費の助成が無くなり自己負担となりました。

保険番号マスタ （福島県07）　　＜福島市他以外用＞

番号	設定項目名 ＼ 制度名	会津若松市						伊達市	湯川村	川内村	泉崎町		田村市	南会津町	浅川町	
		子ども	ひとり親		障害			障害	ひとり親	障害	障害		ひとり親	妊産婦	障害	
1	保険番号	580	381	481	382	482	582	646	581	682	782	262	681	183	362	462
2	法別番号	80	81	81	82	82	82	46	81	82	82	82	81	83	82	82
3	短縮制度名	会津子	会津親	会津親組	会津障	会津障組	会津障償還	伊達障害	湯川親	川内障組	泉崎障	泉崎障組	田村親組	南妊産婦	浅川障	浅川障組
4	保険公費種別区分	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢（開始ー終了）	0 ー 18	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 999	0 ー 69
10	点数単価	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1
12	レセプト請求（印刷）	0	0	2	0	2	3	3	0	0	0	0	0	1	0	0
13	レセプト記載	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
※	所得情報															
14	外来負担区分	1	2	1	2	1	3	1	1	1	2	1	1	2	2	1
15	1回負担割合	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額	21000	0	21000	0	7000	0	21000	0	21000	0	21000	0	0	0	21000
21	1月院外上限額	21000	0	21000	0	7000	0	21000	0	21000	0	21000	0	0	0	21000
22	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分	1	2	1	2	1	3	1	1	1	2	1	1	2	2	1
25	1回負担割合	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	1回固定額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額	21000	0	21000	0	7000	0	21000	0	21000	0	21000	0	0	0	21000
31	1月上限回数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費	1	3	1	1	1	1	1	3	1	3	1	1	1	1	1

（注）★ 会津若松市

子ども医療費
「会津子」（患者負担無し、食事も助成対象。レセプト請求。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。会津若松市の場合、国保組合の場合に適用し市町村国保は保険番号345、社保は保険番号280と同制度のようです。
郡山市、白河市・須賀川市・国見町・川俣町・天栄村・北塩原村・西会津町・湯川村・浅川町・富岡町・川内村・双葉町・南会津町（令和4年10月）、鏡石町・只見町（令和4年12月）、棚倉町（令和5年10月）、西郷村（令和6年2月）の国組も同制度のようです。）
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（1）」タブの"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"、"食事負担金計算（入院）"の左側を「1」で設定が必要です。

ひとり親家庭等医療費
「会津親」（患者負担無し。食事も助成対象。社保・国保の場合に適用。社保国保共にレセプト請求のようです。）※平成29年10月、令和1年8月より請求方法の変更。会津美里町（国保組合以外　令和5年11月）も同制度のようです。

重度心身障害者医療費
「会津親組」（患者負担無し。食事も助成対象。国保組合の場合に適用。レセプト請求のようです。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。）※平成29年10月、令和1年8月より制度変更。会津美里町（国保組合　令和5年11月）も同制度のようです。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（1）」タブの"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"の左側を「1」で設定が必要です。
「会津障」（患者負担無し。食事は助成対象外。社保・国保・後期高齢者の場合に適用。レセプト請求のようです。）※平成29年10月より請求方法の変更、令和2年4月より国保・後期高齢者もレセプト請求へ変更
「会津障組」（患者負担無し。食事は助成対象外。国保組合の場合に適用。レセプト請求のようです。透析の場合も考慮して月の総点数が7,000点を超える場合は全額償還払いでの請求となります。） ※平成29年10月より請求方法の変更、令和2年4月よりレセプト請求へ変更
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（1）」タブの"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"の左側を「2」で設定が必要です。
「会津障償還」（償還払いの場合にご使用ください。）

★ 伊達市（平成20年1月）

重度心身障害者医療費
「伊達障害」（伊達市、伊達郡4町の制度です。専用の請求書での請求のようです。カスタマイズをお願いします。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となります。）
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（1）」タブの"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"の左側を「1」で設定が必要です。

★ 湯川村

ひとり親家庭等医療費
「湯川親」（平成30年8月よりレセプト請求となるようです。）※昭和村（平成30年10月）、田村市・会津美里町（国保組合以外　令和3年11月）、三島町（社保　令和4年4月）、浅川町（国保組合以外　令和5年11月）も同制度のようです
※他医療機関での負担額も累積させて負担金計算させる制度のようです。患者登録の所得者情報画面で負担金を設定できます。個人でなく世帯で上限額が設けられている制度ようで多く払った分は償還払いで戻るようですが、所得者情報画面での上限額設定で運用回避可能と思われます。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（1）」タブの"患者登録ー所得者情報ー月上限額入力"の左側を「2」で設定が必要です。

★ 川内村

重度心身障害者医療費
「川内障組」（患者負担無し。食事療養費は助成対象外。レセプト請求。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となるようです。国保組合の場合に適用し、他保険の場合は保険番号282と同制度のようです。）
※南会津町（70歳未満の国保組合　令和2年8月）、白河市・柳津町・西郷村・中島村・矢吹町・会津美里町（65歳未満の国保組合　令和3年8月）、田村市・金山町（65歳未満の国保組合　令和4年8月）、
三島町（65歳未満の国保組合　令和4年10月）、会津坂下町・棚倉町・三春町・小野町（65歳未満の国保組合　令和5年8月）、鏡石町・猪苗代町・平田町（65歳未満の国保組合　令和6年8月）も同制度のようです。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（1）」タブの"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"の左側を「1」で設定が必要です。

★ 泉崎町（令和3年8月）

重度心身障害者医療費
「泉崎障」（令和3年8月よりレセプト請求となるようです。患者負担無し。食事療養費も助成対象です。）
「泉崎障組」（令和3年8月よりレセプト請求となるようです。患者負担無し。食事療養費も助成対象です。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となるようです。国保組合の場合に適用してください。）
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（1）」タブの"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"、"食事負担金計算（入院）"の左側を「1」で設定が必要です。

★ 田村市（令和3年11月）

ひとり親家庭等医療費
「田村親組」（令和3年11月よりレセプト請求。月上限1,000円の患者負担、食事療養費は助成対象です。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払い。70歳未満の国保組合の場合に適用ください。）
（70歳以上の国保組合は償還払いなので使用不要です。国保組合以外は保険番号581をご使用ください。）※会津美里町、浅川町（国保組合　令和5年11月）も同制度のようです。
※他医療機関での負担額も累積させて負担金計算させる制度で負担上限額は個人ではなく世帯のようです。患者登録の所得者情報画面で負担上限額を設定できます。
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「レセ（2）」タブの"設定と異なる記載（外来）"、"設定と異なる記載（入院）"の左側を「3」、「負担金計算（1）」タブの"患者登録ー所得者情報ー月上限額入力"の左側を「2」、
"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"の左側を「3」、"食事負担金計算（入院）"の左側を「1」で設定が必要です。

★ 南会津町（令和4年4月）

妊産婦医療費
「南妊産婦」（令和4年4月より社保はレセプト請求。市町村国保はレセプトでの10割給付、国保組合は償還払い。患者負担無し、食事療養費は助成対象外です。南会津町の制度です。）
※市町村国保はレセプトに10割給付との記載が必要のようです。必要に応じてシステム管理マスター「2006 レセプト特記事項編集情報」より給付割合10割の設定を行ってください。

★ 浅川町（令和4年8月）

重度心身障害者医療費
「浅川障」（令和4年8月よりレセプト請求となるようです。患者負担無し。食事療養費は1／2が患者負担です。）
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（2）」タブの本人タブ"食事療養費"、"生活療養（食事）"、"生活療養（環境）"の左側を「2」で設定が必要です。
「浅川障組」（令和4年8月よりレセプト請求となるようです。患者負担無し。食事療養費は1／2が患者負担です。月の患者負担額が21,000円を超える場合は全額償還払いでの請求となるようです。70歳未満の国保組合の場合に適用してください。）
※システム管理マスター「2010 地方公費保険番号付加情報」ー「負担金計算（1）」タブの"医療費負担金計算（外来）"、"医療費負担金計算（入院）"の左側を「1」、"食事負担金計算（入院）"の左側を「2」で設定が必要です。